

安全保障関連法の廃止を求める意見書

政府は、9月17日の参議院安保特別委員会での強行採決に続き、同月19日の参議院本会議において、多数の国民が十分な説明と慎重審議を求めている安全保障関連法案を、民意を無視する形で成立させてしまった。

法案の審議の過程では、衆議院憲法審査会において、自民党の推薦者を含む憲法学者3人全員が「憲法違反である」との見解を示したほか、参議院安保特別委員会の参考人質疑においても、元内閣法制局長官が、「自衛隊が海外に出ていくことになれば、専守防衛を逸脱する恐れがある」と述べるなど、法案の違憲性も明らかとなった。また、衆参両院において審議が200回以上も中断するなど、政府がまともな答弁すらできないまま行った採決は、立法根拠の乏しさが明らかである。

さらに、多くの国民の間でも、国会前をはじめとした全国各地で、法案に対する抗議運動が行われ、多数の自治体議会からも、反対や慎重審議を求める意見書が相次いで提出された。そして、法の成立後に世論調査が行われたが、未だ約8割が「政府の説明は不十分」と回答しており、依然として国民の理解は一向に深まっていない。

国際情勢の変化に応じた安全保障政策は政府の重要な責務であるが、集団的自衛権の行使が必要と考えるならば、立憲主義と民主主義を尊重し、国民投票を含む憲法改正の手続きを経なければならないことは明らかである。

先の大戦の反省に基づき、日本は専守防衛を柱にした安全保障政策を構築してきた。こうした中、国民の理解が得られぬまま、同法を成立させたことは、戦後70年をかけて積み上げてきた立憲主義、民主主義を否定するものである。

よって、国会及び政府においては、立憲主義と民主主義、そして多数の民意を尊重し、安全保障関連法を廃止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年（2015年）11月6日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、防衛大臣
（提出者）民主党・市民連合、日本共産党及び改革所属議員全員並びに
市民ネットワーク北海道石川佐和子議員